

【2・3号認定】

保育所等の入園申込み手続きには、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります

マイナンバー制度の実施により、保育所などの入所手続きに必要な書類である「教育・保育給付認定申請書」にマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。

「教育・保育給付認定申請書」を提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、次の書類を窓口にご持参いただきますようお願いいたします。

マイナンバーの記載が必要な書類	
マイナンバーを記載する申請書	マイナンバーの記載を必要とする方
教育・保育給付認定申請書	保護者及び同一住所に居住する家族全員

○提出が必要な書類

（１）保護者が申請書を提出する場合

家族全員の番号確認書類	申込み保護者の身元確認書類
① マイナンバー確認資料 いずれか1点 ・ 個人番号カード ・ マイナンバー通知カード ・ マイナンバー記載の住民票	② 身元確認資料 いずれか 1 点…顔写真付き身分証明書 ・ 個人番号カード、運転免許証、パスポートなど いずれか 2 点…身分証明書 ・ 健康保険被保険者証のほか、預金通帳や各納税通知書など

（２）代理人が申請書を提出する場合（別紙「委任状」の提出が必要です。）

家族全員の番号確認書類	代理権確認書類	代理人の身元確認資料
① マイナンバー確認資料 いずれか1点 ・ 個人番号カード ・ マイナンバー通知カード ・ マイナンバー記載の住民票	・ 委任状	② 身元確認資料 いずれか 1 点… <u>顔写真付き</u> 身分証明書 ・ 個人番号カード、運転免許証、パスポートなど いずれか 2 点…身分証明書 ・ 健康保険被保険者証のほか、預金通帳や各納税通知書など